

【山梨県自動車税事務所からのお知らせ】

**自動車税還付に係る委任状の書式変更及び留意点について**

平成19年4月1日より、自動車税の還付に係る委任状の書式を変更します。  
 また、委任者が法人の場合、必ず印鑑登録されている法人代表者印を押印して下さい。その他の印鑑が押印されていた場合は受け付けませんので御了承ください。詳細は以下を参考にしてください。

\* 問い合わせ先 山梨県自動車税事務所 総務管理課 055-262-4662

**委 任 状**

山梨県自動車税事務所長 殿

次の「自動車税」「自動車取得税」に係る過誤納還付金の請求及び受領に関する一切の権限を右記の者に委任します。

平成 年 月 日

課税年度	自動車登録番号		
平成	山梨		
過誤納事由 (該当事由に○)	1. 抹消 2. 県外転出(抹消予定) 3. 納めすぎ 4. その他( )		
発生年月日	平成 年 月 日 ※ 発生事由2の場合は、予定年月日を記入		
委任者 (納税義務者)	〒	住所	
	フリガナ		
	氏名		
	TEL		
※ 個人は認印 法人は実印			

照 合 印

委任者印と同一の  
印を押印のこと

受 任 者	〒	住所		
	フリガナ			
	氏名			
	TEL			

※ 過去に口座登録されている方は、以下の記入不要です。  
振込先の口座は受任者のものに限ります。郵便局は除きます。

振込先金融機関				
銀行	農協	本店	支店	支所
信用金庫	信用組合	口座番号		
フリガナ(必ず記入してください)				
氏名(名称)				

振込先金融機関

いづれかに○

1 普通預金

2 当座預金

※ 個人は認印  
法人は実印

**注意事項**

- 次の提出期限までに自動車税事務所に着用するよう提出してください。(期限までに提出されないときは、納税義務者に還付(充当)されます。)
- 過誤納事由 1: 抹消登録月の翌月10日まで 過誤納事由 2: 県外転出登録(予定)月の翌月10日まで 過誤納事由 3、4: 事由発生後7日以内
- 提出期限が閉庁日(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日)にあたる場合は、直前の開庁日が提出期限となります。なお、提出期限後の受理は一切できません。
- 委任者に滞納がある場合は査定されることがあります。
- 法人の場合は、必ず代表者印(印鑑登録されている印)を押印してください。
- 内容を修正する場合は、二重線で見え消しにし、委任者の印で訂正印を押印してください。
- 振込先の口座は、郵便局を除きます。
- 受任者と口座名義人が相違する場合は、申し出の口座に振り込みができません。
- 記入内容に不明な点がある場合は、委任者に確認をさせていただく場合があります。
- 既に口座登録されている方は、振込口座を記入しないでください。また、口座変更する場合は自動車税事務所へ必ずご連絡下さい。

提出先 〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4 山梨県自動車税事務所 TEL055-262-4662

県税担当者使用欄

口座確認担当者

**\* 注意事項**

・H19年4月1日より、委任状の書式が新しくなります。主な改正点は次のとおりです。  
 なお、**当分の間旧様式でも受け付けます。**

1 還付口座をあらかじめ記入できます。ただし、**既に口座振込を指定されている場合は記入しないでください。**また、**振込口座を変更する際には、必ず自動車税事務所にご連絡下さい。**

2 委任者の押印欄が増えました。また、委任者が法人の場合は**必ず印鑑登録されている法人の代表者印を押印**してください。印影が異なる場合は受け付けません。状況により、委任者に照会することもあります。

## 自動車税の納税確認窓口の時間変更について

整備振興会で実施しています自動車税の納税確認については、平成19年2月26日より下記のとおり変更しますので、ご了承をお願いいたします。

記

	新	旧
午前の確認時間	9:00~11:45	9:00~11:45
午後の確認時間	12:55~15:00	13:00~15:00